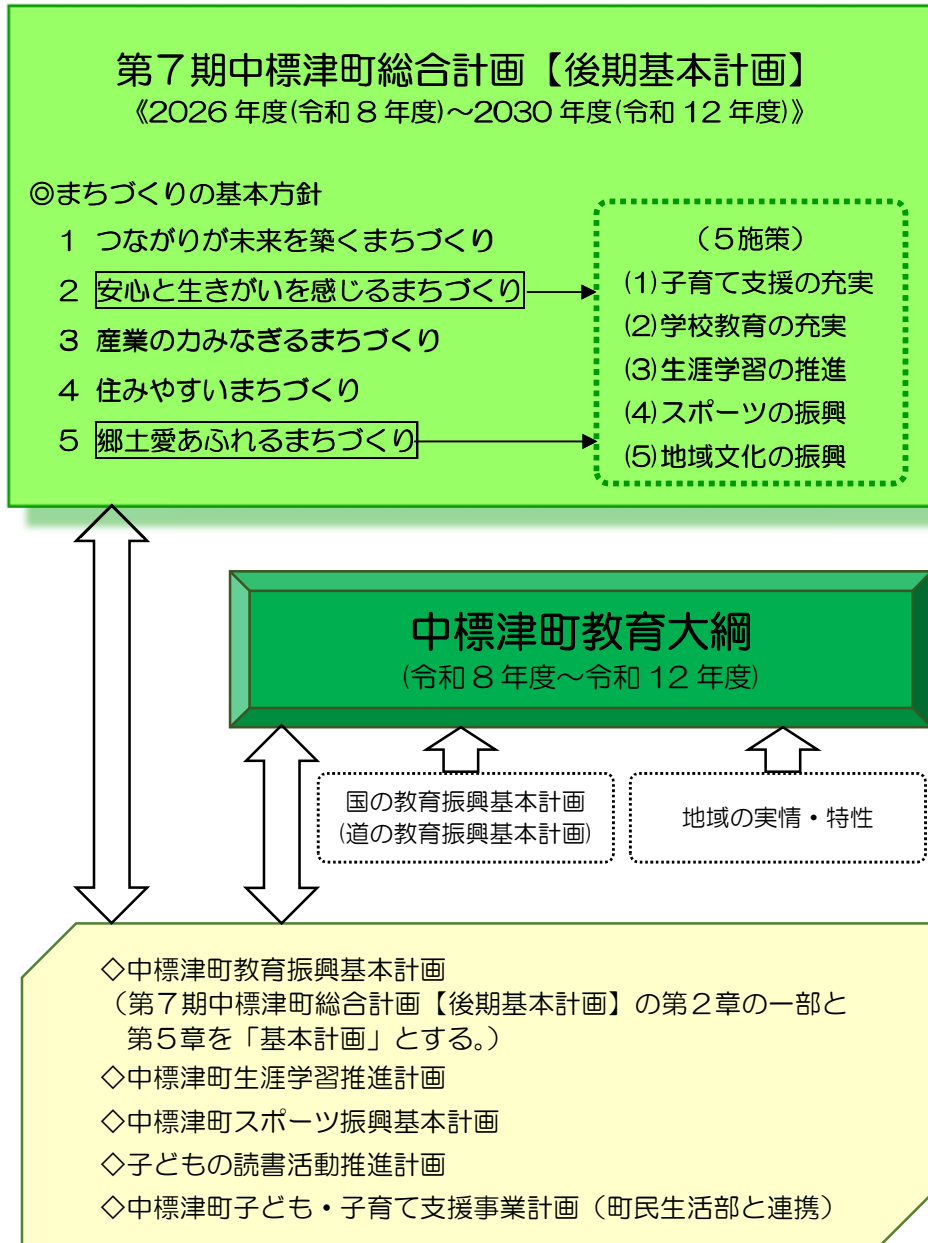


【中標津町教育大綱の位置づけ】



中標津町教育大綱

令和8年3月
中標津町

1 策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)が、平成27年4月1日に一部改正されたことに伴い、地方公共団体の長は、教育基本法に規定する国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この法の趣旨や近年の教育行政と一般行政との関りを踏まえ、中標津町における教育、文化、生涯学習及びスポーツの振興に関する総合的な推進を図ることを目的に、法第1条の3第1項の規定に基づき、中標津町教育大綱を策定しました。

2 策定の考え方

中標津町の教育行政は、第7期中標津町総合計画の基本構想に掲げる施策の大綱に基づき、「空とみどりが人をつないでいくまち 中標津」を実現するために、さまざまな施策に取り組んでいます。また、生涯学習推進計画、スポーツ振興基本計画、子どもの読書活動推進計画などの個別計画においても、それぞれの目標に向かい具体的な施策に取り組んでいます。

このように現行の取組を踏まえた上で、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」での協議を経て、「ふるさとを愛する心と思いやりの心を持ち、社会の中で生きる力を育む教育」を基本理念に掲げ、5つの主要施策を通し、目標を実現するための基本方針を定めました。

3 期間

大綱の実施期間は、令和8年度から令和12年度(第7期中標津町総合計画後期基本計画期間)までの5年間としますが、今後の社会情勢等の変化・動向を踏まえ、適宜改定するものとします。

中 標 津 町 教 育 大 綱

教育大綱基本理念

「ふるさとを愛する心と思いやりの心を持ち、
社会の中で生きる力を育む教育」

主要施策

- | | |
|------------|-----------|
| 1 子育て支援の充実 | 2 学校教育の充実 |
| 3 生涯学習の推進 | 4 スポーツの振興 |
| 5 地域文化の振興 | |

中標津町教育の指標

- 1 自分のよさを知り、進んで学び、自己の確立に努める子の育成
- 2 家族や友だちを大切にし、感謝の心で人に接する子の育成
- 3 社会のきまりや礼儀を守り、責任ある行動をとる子の育成
- 4 奉仕の心を持ち、社会の一員としての役割を果たす子の育成
- 5 きびしくも豊かな郷土を愛し、伝統や文化を大切にする子の育成



具 体 的 取 組

	主要施策	取 組 内 容
1	子育て支援の充実	(1)地域全体で子育てを支援・応援する体制づくり (2)子どもの居場所づくり (3)子どもを健やかに生み育てる環境づくり
2	学校教育の充実	(1)幼児教育の充実 (2)学力向上・健全育成の推進 ・小中一貫教育の推進と教職員の指導力向上、働き方改革の推進 ・情報機器端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びの推進 ・生徒指導や相談体制の充実 (3)地域との連携強化 ・学校運営協議会と地域学校協働活動の充実、部活動の地域展開 (4)教育環境の充実と学校規模の適正化 (5)町立中標津農業高等学校の充実

	主要施策	取 組 内 容
3	生涯学習の推進	(1)生涯学習活動の普及促進 ・生涯学習社会における様々な形態の学習機会の提供 ・社会教育活動及び家庭教育活動の推進 (2)生涯学習環境の充実
4	スポーツの振興	(1)スポーツ活動の普及促進 (2)スポーツ環境の充実 (3)スポーツによる交流促進
5	地域文化の振興	(1)文化・芸術活動の普及促進 (2)文化・芸術環境の充実 (3)文化・芸術による交流促進 (4)文化財の保護と活用

自主・自律の精神と規範意識、 人を思いやる心の醸成

子どもの成長における最も基礎的な部分である家庭の教育力の向上を学校、保護者、地域社会全体で醸成する。

中標津町の幼稚園・学校の合言葉

- 【幼稚園】「あいさつ かたづけ みんななかよし」
 【小・中学校】「あいさつ そうじ べんきょう 時間を守る」
 「いじめや仲間はずれをしない心の優しい子どもになる」
 【農業高校】「時を守り 場を清め 礼を尽くす」
 「社会性を養い 良好な人間関係を築く」

PDCA サイクルの構築

それぞれの取組について成果指標を設定し、これにより効果等の検証を行い、改善を行うPDCAサイクルの構築を図る。
 (「中標津町教育振興基本計画」参照)